

帝京学園短期大学における公的研究費不正防止計画

平成28年9月不正防止推進委員会承認

本学における公的研究費の不正使用の防止を図ることを目的とし、不正防止計画を以下のとおり策定する。

I 不正使用防止計画

1. 機関内の責任体制の明確化

不正発生要因	不正防止計画
公的研究費等の運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限の明確化	「帝京学園短期大学 公的研究費の管理・監査に関する規程」を改定し、機関内の責任体制について明文化するとともに、ホームページ上で公開し、学内外に周知する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	不正防止計画
ルールに対する研究者及び事務職員の認識不足	・随時研究者を対象とした説明会を開催し、欠席者には個別に説明する。説明会には事務職員の出席を義務付け、認識の共有を図る。 ・コンプライアンス教育を実施し、その理解度を把握する。
ルール運用の周知不十分	事務室に設置した相談窓口で適切な指導を行う
公的研究費の財源が税金であるという意識の醸成不十分	行動規範を改定し周知するとともに、公的研究費等の執行に当たっては研究者及び事務職員から誓約書を徴収する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

不正発生要因	不正防止計画
具体的な不正防止計画の立案	不正発生の要因を把握し、実効性有る不正防止計画を立案する。

4. 公的研究費の適正な運営・管理（その1）

不正発生要因	不正防止計画
公的研究費の適正な執行体制の確立	・研究者任せとなることによる不正発生を防止するため、次の事項を周知する。 ① 予算の執行状況を適時確認し、必要に応じ改善措置を講じること。 ② 発注、検収、保守点検等の手続きに事務室が関与し立会うこと。 ③ 換金性の高い物品は特に厳正に管理すること。 ④ 研究者の出張実行状況を事務室で管理すること。 ⑤ 不正取引関与業者への取引停止等の処分方針を定めること。
取引業者との関係の厳正化	・業者の選定、発注、検収、支払までを事務室にて実施し、保守点検についても事務室が立会いし、研究者と業者の癒着を防止する。 ・取引業者にも不正使用に協力しない旨等記載の誓約書の提出求める。 ・不正取引関与業者への取引停止等の処分方針を周知する。

4. 公的研究費の適正な運営・管理（その2）

不正発生要因	不正防止計画
出張の事実確認の堅確化	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者の出張につき、出張報告書及び旅費の事実証明物の提出させる。 ・海外出張の場合は、旅行代理店宛て出張事実確認等によりの確認強化を図る。
研究者発注物品の品換えや預り金手続きの堅確化	業者の選定、発注、検収、支払までを事務室にて実施すること。
特殊な役務（データベース・プログラム等開発・作成、機器の保守・点検）の検収確認不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・有形成果物や完了報告書等履行確認書類により検収を実施し、必要に応じこれらの知識有する研究者以外の者により仕様書、作業工程等詳細を検証願う。 ・成果物ない機器の保守・点検は事務室が立会い現場確認を行う。
換金性高い物品の不正処分の防止策未定	高換金性物品には、管理番号を付すとともに、物品名・金額・取得日・管理場所など管理に必要なデータを管理し、定期的に現物確認を行う。
研究に直接関係ないと思われる物品購入の対処	疑義生じた物品については、研究者に購入目的の確認を行う。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	不正防止計画
不正通報者の保護体制の確立	悪意でない通報者の保護を「帝京学園短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程」第10条に明記
公的研究費ルール理解向上	研究者及び事務職員対象の説明会の開催と公的研究費ルール情報の積極的周知

6. モニタリングの在り方

不正発生要因	不正防止計画
内部監査の実施方法の確立	監査役ないし監査法人と連携し、モニタリングの実効性を高める
競争的資金等の管理・監査制度の見直し	不正防止推進委員会で、文部科学省のルールの変更点を確認し、随時改定する

II 不正防止計画の点検・評価

公的研究費の不正使用防止のため、不正防止推進委員会は、常に公的研究費に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い見直しを図る。